

土 木 環 境 委 員 会 記 録

< 第 4 号 >

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成24年7月12日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成24年7月12日 木曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後3時17分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第7号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 2 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 3 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 4 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 7 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 9 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
- 10 陳情第76号、第77号、第86号の2、第88号、第91号、第92号、第94号、第95号、第97号、第109号、第121号、第125号、第127号
- 11 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 中 川 京 貴 君
副 委 員 長 仲宗根 悟 君
委 員 具志堅 透 君

委	員	桑	江	朝	千	夫	君
委	員	浦	崎	唯	昭	君	
委	員	新	里	米	吉	君	
委	員	新	垣	清	涼	君	
委	員	奥	平	一	夫	君	
委	員	前	田	政	明	君	
委	員	嘉	陽	宗	儀	君	
委	員	金	城		勉	君	
委	員	新	垣	安	弘	君	

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環	境	生	活	部	長	下	地	寛	君						
環	境	整	備	課	長	古	謝	隆	君						
県	民	生	活	課	長	渡	真	利	雅	男	君				
生	活	衛	生	課	長	阿	部	義	則	君					
平	和	・	男	女	共	同	参	画	課	長	原	田	直	美	さん

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第7号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第17号議案から乙第21号議案まで、乙第25号議案の9件、陳情第76号外12件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境生活部長の出席を求めております。

休憩いたします。

(休憩中に、環境生活部長自己紹介)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは、環境生活部所管の条例案件について、お手元の資料、平成24年第3回沖縄県議会（定例会）議案により、御説明いたします。

議案書の16ページ、乙第7号議案食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例は、食品衛生法に規定する表示基準に関する権限が厚生労働省から消費者庁へ移管されたことに伴い、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令が制定されるとともに、食品衛生法施行規則の一部が改正されたことから、所用の改正を行うものであります。

また、生食用食肉の安全性を確保し、食中毒の発生を防止するため、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準の一部が改正され、生食用食肉に係る規格基準が追加されたことに伴い、生食用食肉に係る営業施設の基準を追加しております。

以上、乙第7号議案について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 特に今、福島県の放射能汚染の問題で、学校給食を非常にみんな心配しています。この実態調査はどのように具体的にやっているか、説明できますか。食品が汚染されているのではないかと。これは管轄でしょう。

○**下地寛環境生活部長** 学校給食に限らず、我々は食品全体の衛生を取り締まりといいますか、指導しているわけですが、基本的に県内に流通している食品については、例えば放射能汚染の高い、それはそれぞれみんな基準が定められておりますが、そういった基準を超えるようなものは流通していないという前提だと思います。そういったことがあっても、やはり何らかの形でそういう体制をくぐって流通する可能性もありますので、県としては学校給食のみに限らず、全県的な流通している食品について、モニタリング調査—ある意味抜き取り調査のような調査を実施したり、場合によっては、消費者が不安に思っている物を持ってきた場合に検査できる体制、そういう体制はしっかり整えているつもりです。

○**嘉陽宗儀委員** 放射能汚染食料を食べさせられたら大変だという心配の陳情がかなり来ていましたので、それで今、実態はどうなっているのだろうかということ聞いてます。それについては流通していないという前提で、皆さんは調べる気はないということですか。

○**下地寛環境生活部長** 繰り返しになりますが、基本的には、国が食品の放射能に関する暫定基準を決めておりますので、そういったものが流通してはいけませんし、流通していないだろうと思います。あくまでも県としては、県民の食品に対する安全性を考えた場合に、ある程度モニタリング調査を実施していることによって、そういったものがないということを証明する—という言い方は違いますが、そういうものをしっかり検証していくという意味で、モニタリング調査を強化しているところです。

○**嘉陽宗儀委員** それはそういうことで頑張ってください。

それから、きょうの乙第7号議案の最初のほうです。生食用食肉の件が書かれています。特に肝臓、食べてはいけないと最近テレビでも問題になっていたけれども、これについてはどう対応していますか。

○**下地寛環境生活部長** この条例で規格・基準を決めているのは生食用の食肉ということです。基本的にはいわゆる今、流通しているのは生レバーです。これは牛のレバーですが、それについては食品衛生法の中で禁止になりましたので、基本的には、もう生食としては流通しないという前提であります。

○**嘉陽宗儀委員** この法律は変わったけれども、実際上は、現場では法律を守

っているから問題はないということで、皆さんは特に対応はないのですか。

○**下地寛環境生活部長** 昨年、生食による死亡事故が富山県とか神奈川県で起こったときに、県内の飲食店とか食肉販売業への緊急実態調査をしたのです。そのときに生食を出している店があって、その辺はしっかり指導しました。それ以降10月から、つまり生食に関する基準が厳格化されましたので、基本的には県内で生食用の食事を提供しているのは、今のところないのではないかと思います。

○**嘉陽宗儀委員** 環境生活部長の言うとおりであれば、食品衛生法上の問題は出てこないと感じられます。実際上は、去年は食品衛生法上で現場立ち入りした食堂がありましたね。去年はあのようなことは何件起こったのですか。

○**下地寛環境生活部長** 県内で、肉とかレバーの生食によって起こったと思われる食中毒は、平成22年が4件起こっております。患者が17名ぐらいおります。

○**嘉陽宗儀委員** この発生の原因は、何が原因だったのですか。

○**下地寛環境生活部長** カンピロバクターという細菌です。

○**嘉陽宗儀委員** 私の質疑の趣旨は、皆さんは食品衛生法上の問題については、やはり流通の過程から全部きちっと検査をして、食品衛生法上の事件は起こらないだろうという感じなのだけれども、実際上本当にそうなっているのかと。しかし、現場では起こっているのではないかと。それが起こっているのは不十分だったからではないかという認識があるものだから、最初からうるさく実態を調べているのかと聞いているのです。実際に4件起こっているのでしょうか。なぜ、そういうことが起きるのですか。

○**下地寛環境生活部長** やはり、それはその施設の中での従業員とか、施設そのものの状況であったりと、さまざまな原因はあると思います。基本的には、それを取り扱う人のちゃんとした衛生に関する十分な対応といいますか、気づきといいますか、そういったものがおろそかになる場合に食中毒が起こると我々は考えております。そういったことがないように、常に保健所の監視員が施設を巡回して、指導するのはやっております。何せ数が多いものですから、すべてにそれが行き渡らないというのがあって、場合によっては食中毒が起こる

のは、残念ながら実態としては起こっているということです。

○嘉陽宗儀委員 監視員は何名ぐらい配置していますか。

○阿部義則生活衛生課長 中央保健所、それから中部保健所のような大きなところでは平均で10名程度配置しておりまして、あとは宮古、八重山、北部等小さな保健所では3名から4名程度を配置しております。

○嘉陽宗儀委員 その人数で体制上は十分ですか。

○阿部義則生活衛生課長 基本的には、県の人事課等とも相談してこの配置になっておりますが、加えて社団法人沖縄県食品衛生協会に委託という形で、衛生指導員という位置づけの方をお願いして、巡回指導をやっていただいております。ですから、通常の配置プラス衛生指導員の巡回ということで、どこまでやれば十分かということもありますが、法定上大丈夫であろうと考えております。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの検査対象というのですか、食堂もあるし、スナック、喫茶店、たくさんありますよね。たくさんあるはずなのに、今の人員でいいのかと思って聞いているのです。大丈夫ですね。

○下地寛環境生活部長 そういう意味で、県の許可をもらって営業している施設は、全体で2万8000店余りあるのです。そういった中で各保健所、10名前後の監視員ですべてを監視するのは厳しい状況ではあるのですが、今、生活衛生課長からもお話があったように、食品衛生指導員という社団法人沖縄県食品衛生協会に所属している指導員もおりますので、そういった皆さんの力もかりながらなるべく多くする。それから特に食中毒に関しては、やはり夏場に起こるのが大体多いので6月、7月、8月は集中的に監視指導を強化する対応をとって、とにかく食中毒が起こらないような対策を県としてやっているつもりです。

○嘉陽宗儀委員 食品衛生法上の営業許可、これは今、何件出ているかわかりますか。食品衛生法上の許可を出していますよね。食堂とか居酒屋とか。

○下地寛環境生活部長 先ほどお話ししたのですが、飲食店施設として2万6852施設、それから食肉を処理する一食肉処理業と言いますが94施設、それか

ら食肉販売業は1519施設、トータルで2万8465施設あります。

○嘉陽宗儀委員 このうちに取り消された例はありますか。

○阿部義則生活衛生課長 営業許可を取り消した例はございません。停止はございますが、取り消しはございません。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 この議案とは直接関係ないのですが、ヤギの屠畜というか、密殺についてお聞きしたいのですが、ヤギを屠畜場に持っていかないで、自分たちで解体するというか、それは届け出をしたらオーケーですか。

○阿部義則生活衛生課長 今おっしゃったのは、多分、自家用屠殺かと思われ
ます。自家用屠殺については、届け出で可能という判断でございます。

○新垣安弘委員 届け出は、手続的には大体どのような感じですか。複雑な
か、簡単なのか。

○阿部義則生活衛生課長 手続としましては規定の届け出ですので、複雑な処
理を要求しているわけではございません。

○新垣安弘委員 例えば、自家用だったら届け出はオーケーですよ。自家用
というのですか、何人かでまとめて、例えば昔は親族でシチガチ、ショウガチ、
豚を解体したりしたでしょう。何家庭かでそれをやる場合にはどうですか。

○阿部義則生活衛生課長 委員がおっしゃった中身というのは、恐らく自家用
という判断の範囲の話だと思われませんが、通常は自家用といった場合には、個
人の責任において食べるという話の解釈の中だと思しますので、少なくとも1
家庭ぐらいが単位かという感じで考えております。ですから、例えば門中等で
やぎをつぶして新築祝いという話になれば、屠畜場に持って行っていただいて、
所定の手数料を払っていただいて、より安全なヒージャー汁なりヒージャーの
刺身を食べていただくのがよろしいのかと思います。

○**新垣安弘委員** 実際に県内で純粋な自家用ではなくて、1家庭ではなくて、例えばスラブ打ちだとか、選挙もあるかもしれませんが、仲間同士とか、何らかの形で純粋な自家用ではなくて、いわゆる屠畜されている現状はどの程度だと思いますか。

○**阿部義則生活衛生課長** 平成18年に1件、平成19年に1件、平成20年に1件の3件でございます。

○**新垣安弘委員** 例えば、いわゆる密殺で食中毒が起きた例はあるのですか。

○**阿部義則生活衛生課長** 密殺かどうかわからないのですが、過去にヤギの刺身で食中毒がございまして、平成10年に1件、平成11年に1件起こっております。このときの寄食者が、平成10年は24名食べて10名、平成11年は88名食べて84人という、名護市でかなり高率で食中毒が起こっております。

○**新垣安弘委員** 個人的には、昔は例えば門中で、自分たちで解体もできたわけですが。これはある意味で、私は文化と言っていいのかどうかわからないのだけれども、以前の人たちはそれができたと。我々の時代になると、それを全然余りやっていないし、やったことがないと。ただ、それができることはいいことかなという感覚は持っているのです。だから、そこは例えば個人的なものではなくて、少し緩くして、届け出もして、そういう解体できるものが一文化ではないのだけれども、できるということを残せるような価値観があってもいいかなと私は思うのですが、それについてはどうですか。

○**下地寛環境生活部長** 食品衛生法の基本的な考え方は、不特定多数—多くの人

人が食する場合に、何らかの不適切な扱い方で食中毒が起こると。そうすると入院とか、かなり重傷な場合もありますし、本当に最悪の場合には死亡という事例も今まで当然あるわけです。より多くの人を食べる場合には、届け出だけではなくて、ちゃんと屠畜場に行って、獣医の検査を受けて、肉も検査した上で安全だと証明してもらってから食べると。そういう趣旨もありますので、もちろん、ヤギを門中とかでつぶして食べるという文化はありますが、やはり多数で食べるということを考えた場合には、屠畜場に行って、検査を受けてから処理してもらおうということがいいのかと思います。

○**新垣安弘委員** 南城市大里で屠畜場ができたと思うのですが、そこでのヤギ

の解体はどの程度利用されているかどうか、わかりますか。

○阿部義則生活衛生課長 現在、数字は持ち合わせておりませんが、1日に10頭以内の処理のようです。

○新垣安弘委員 1頭につき値段は幾らですか。

○阿部義則生活衛生課長 8000円でございます。

○新垣安弘委員 これを持ち込んで、1日置かないとだめですか。どういう形になっていますか。

○阿部義則生活衛生課長 BSEという海綿状脳症の検査をやっているものですから、やはり1日ぐらいはかかります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認したいのですが、16ページの改正内容ですけれども、生食用にあつてはというところは、被害があつてこれから生食用についてはこのように設けますというのはわかるのです。この16ページの下から3行目あたりの営業の基準—喫茶店営業、客室及び客席の明るさは、10ルクス以上であることですか、あるいは作業場には、器具洗浄槽及び器具消毒槽並びに原材料洗浄槽を設けることというような内容が入っているのですが、これは、新たにこの条文を加えるという理解でよろしいですか。

○阿部義則生活衛生課長 今回の改正というのですか、もともとは営業施設基準というものがあつて、それに今回、新たに牛の生食用食肉として加工処理するためには、この基準が必要ですよという部分を追加しております。ですから、今回は飲食店営業という部分に追加して、喫茶店ではこの生食用食肉を取り扱うことができませんので、それだけ独立させて別立てで分けているという流れの改正をしております。

○仲宗根悟委員 この作業場の器具洗浄ですとか、あるいは換気扇を設置しなさいという部分は、生食用に限らずこれまでの普通の飲食店でもそういう設備

は設置してありますと。なぜこちらに書かれているのかと。どういうことですか。

○阿部義則生活衛生課長 ここに書かれております中身は、変更部分だけでも構わないのですが、ここの部分にこれを追加しましたという形で表記しておりますので、関係のない部分も書かれております。それから、この中に隠れている部分で、例えば以前は「煎る」とか換気扇の「天がい」という漏斗状のもの、その漢字の扱いが常用漢字ではなかったものですから、振り仮名を振ってあったり、平仮名にしてあった部分を漢字に置きかえたりという細かな改正もあるのです。関係ないと思われるかもしれませんが、そこが入っております。

○仲宗根悟委員 見る限りでは従来、営業店に備えなくてはいけない設備ですとか、それから洗浄の仕方ですとか、いろいろ食品衛生法で定められている部分があったと思うわけですが、これが新たに加えられたということかと思ったのですが、従来のものに加えられたと。これはしっかり以前からあるという話ですね。

○下地寛環境生活部長 17ページを見ていただくとわかりますが、上から5行目に、同業種別基準の10の(6)の次に次のように加えるということで、(7)が加わっています。生食用食肉を扱う場合には(7)のような施設基準にしますと。ですから、今までのものは大体(6)まで一般的な基準が書いてあるのですが、生食用食肉をやるのであれば、(7)のようにさらに少し厳しい施設基準を設けますという条例の改正と理解していただければよいかと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今、かなり答えられているのですが、基準が追加されたということで理由に書いてあります。この追加された部分がどういうところなのか。今言っているものは全部なのか、そうではなくて、これまでもあった文章と今回つけ加えたものがあると思うのです。とりわけ今回追加されたものは、例えば16ページの(4)のアからカの部分でどの部分なのか。今の(7)も全部なのか、(7)のアからカの中で特にどういうところなのか。この辺を教えられるのならお願いします。

○阿部義則生活衛生課長 今回、新たに追加した部分は、16ページの（４）の
アからカまで、それから17ページの（７）のアからカまで、それから、その下
の（３）のアから次のページのカまでとなっております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入れかえ）

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、環境生活部関係の陳情第76号外7件の審査を行います。
ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。
下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは、環境生活部所管の陳情について、お手元の
資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規8件となっております。
それでは処理方針を御説明いたします。
資料1ページをお願いいたします。

陳情第76号、瓦れきの広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災地支援
ビジョン策定を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

東日本大震災の被災地においては、膨大な量の災害廃棄物が発生し、復旧復
興に当たっての課題となっております。

このため、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、国の責務を明
らかにした東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法—
災害廃棄物処理特別措置法や、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖
地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染
への対処に関する特別措置法—放射性物質汚染対処特別措置法が平成23年8月
に制定されており、国においては、専門家の意見を踏まえて災害廃棄物の処理
に係るガイドラインや処理基準等を定めております。

災害廃棄物の広域処理については、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、平成24年3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣から本県にも協力要請がありました。

一方、災害廃棄物の処理は、基本的に市町村が実施主体となって行われることから、県においては、平成24年3月23日付で県内全市町村に対して災害廃棄物受け入れ可能性調査を実施しております。

調査の結果、受け入れは困難であるが30市町村、現時点では判断できないが11市町村でした。

県としましては、現時点では判断できないと回答した市町村と安全性等に関する意見交換を行っているところであります。

なお、平成24年6月29日付で環境省は、岩手県の可燃物・木くずについては、広域処理の見通しが得られていること、宮城県についても、ある程度まとまった量の処理が可能な受け入れ先を対象に調整を行うと発表しております。

一方、不燃物については、両県の公共工事における復興資材としての再利用を図り、それでもなお埋立処分せざるを得ない場合には、必要に応じて広域処理の調整を図るとしています。

県としましては、国の広域処理の体制が整いつつある状況を踏まえ、今後の動向について国等から情報収集していきたいと考えております。

次に、2について、県では平成23年5月23日に沖縄県避難者向け借り上げ住宅実施要綱を制定し、民間賃貸住宅借り上げによる東日本大震災の被災者に対するの応急仮設住宅の提供を行っており、平成24年6月25日現在、272世帯663人が入居しております。

県としましては、福島県からの応援要請に基づき、今後とも引き続き民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の提供を行ってまいります。

また、官民187団体で構成する東日本大震災支援協力会議一県民会議においては、ニライカナイカードの発行による流通業界や交通機関等における割引サービスの支援も継続しており、今後とも県民一体となった支援を行ってまいります。

資料3ページをお願いいたします。

陳情第77号、県当局による第32軍司令部壕説明板から「慰安婦」、「住民虐殺」等の記述削除に抗議し、削除撤回を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

第32軍司令部壕の説明板は、沖縄戦の実相を語る重要な戦跡、平和教育・学習の場として活用することを目的とし、設置いたしました。

県の基本的な考え方は、ごうができた背景、その役割、ごうの存在によって

沖縄県がこうむった文化財の喪失等の被害を記載するというものです。

県としては、説明板は第32軍司令部壕の説明であること、周辺を含めた沖縄戦全体の実相は別の記録等にあること、慰安婦、ごう周辺での住民虐殺については、さまざまな意見があり確証が持てないことにより、記述しないこととしたものであります。

「慰安婦」、「住民虐殺」につきましては、沖縄県平和祈念資料館に慰安所のあった場所の資料及び住民虐殺があったことを明記している証言集を展示しておりますので、県として沖縄戦全体における慰安婦の存在や住民虐殺を否定しておりません。

また、外国語表記につきましては、英語・中国語・韓国語の3カ国語へ翻訳することとし、外国人へもわかりやすい内容とすること、説明板のスペースの制限もあることから、全体のバランス等を考慮した上で要約し、表記したものであります。

資料4ページをお願いいたします。

陳情第86号の2、DV被害者の緊急・自立支援強化の要請につきまして、処理方針を説明いたします。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

また、近年、若い世代における交際相手からの暴力、いわゆるデートDVや性犯罪被害者の低年齢化が問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発の広報や教育が重要となっております。

沖縄県では、沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画、第4次沖縄県男女共同参画計画に基づき、女性に対する暴力防止対策に取り組んでおります。

若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業として、高校生対象のDV予防啓発講座、中学生対象の性暴力防止講座を行っています。

平成24年度は、デートDV予防啓発冊子を作成して、県内の中学校・高等学校へ配布し、人権啓発授業への活用を図っております。

県としては、今後とも、女性に対する暴力の根絶を目指し、市町村や学校等との連携を図りながら、若年者層を対象とした女性に対する暴力防止・予防啓発事業を推進してまいります。

資料5ページをお願いいたします。

陳情第88号、メジロ・愛玩鑑賞目的の捕獲禁止に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

県は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、環境省の

指針に即して、第11次鳥獣保護事業計画を平成24年3月22日付で策定しております。

同計画は、沖縄県自然環境保全審議会の答申を踏まえて作成し、平成24年4月から施行しております。

その主な内容は、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則許可しないこととなっております。

ただし、沖縄では古くからメジロを飼養していたこと等も踏まえ、次のような取り扱いとしております。

平成19年度に捕獲許可を得て飼養登録を行ったが、飼養していたメジロの死亡等により、現在、飼養していない場合、平成24年度に限り、再度、捕獲許可申請を受け付ける。

平成23年度に捕獲許可を得て、現在、メジロを飼養しているが、飼養登録を行なっていなかった場合には、飼養登録を周知する期間として、平成24年度中に限り飼養登録を受け付ける。ただし、平成24年度中に飼養登録を行わなかった場合は、平成25年度以降の飼養並びに飼養登録申請を認めない。

県においては、第11次鳥獣保護事業計画におけるメジロの愛玩飼養の取り扱いを周知するため、平成24年4月17日にメジロの捕獲許可及び飼養登録の取り扱いに関する市町村担当者説明会を開催しております。

今後も、メジロの密猟対策の徹底や飼養登録の周知徹底を行っていきたいと考えております。

資料6ページをお願いいたします。

陳情第91号、沖縄県の特性を生かした被災者支援に関する陳情につきましては、処理方針が陳情第76号の記の1と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料7ページをお願いいたします。

陳情第92号、沖縄県における震災瓦れき受け入れの検討に関する陳情につきましては、処理方針が陳情第76号の記の1と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料8ページをお願いします。

陳情第95号、震災瓦れき受け入れに関する陳情につきましては、処理方針が陳情第76号の記の1と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料9ページをお願いいたします。

陳情第121号、八重山平和祈念館の管理・運営費の国庫補助に関する陳情につきましては、処理方針を説明いたします。

八重山平和祈念資料館は、沖縄戦強制疎開マラリア犠牲者援護会の遺族補償

の要請に対し、マラリア死没者の慰霊碑建立等事業や追悼事業、祈念館への展示を目的とした遺品等の資料収集・編さん事業を行うとともに、八重山地域マラリア死没者慰藉事業の1つとしてその建設が認められ、建設費2億円、総事業費計3億円が全額国庫で予算措置されたものです。

資料館の管理・運営については、石垣市や遺族会等の関係機関と協議した結果、沖縄県平和祈念資料館の分館として位置づけ、県が行うこととなりました。

八重山平和祈念資料館は、戦争マラリアの実相を後世に正しく伝えるとともに、八重山地域から世界に向けて恒久平和の実現を訴える平和の発信拠点として、今後も県で管理・運営していくこととしており、必要経費についても県で措置していきたいと考えております。

なお、対馬丸記念館は、国の慰藉事業として建設されましたが、平成16年の開館以降、財団法人対馬丸記念会が事業実施主体となっており、国の要綱によって定められた事業を実施することから、事業費の補助がなされております。

以上、環境生活部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情第76号ほかの瓦れき処理に関する陳情について、お伺いしたいと思います。

知事が、2月下旬に瓦れき受け入れ可能性の調査をするということを表明してから5カ月ほどたちますけれども、その調査結果、経緯を少し聞かせていただけますか。

○下地寛環境生活部長 全41市町村に基本的には焼却の可能性といたしますか、その実態、また市町村が持っている焼却施設の実態、それから自分たちのごみをどう処理しているか。そして、もし受け入れるとしたらどれぐらいの能力があるか、余力があるか。それから、もちろん受け入れる気持ちがあるのか。そ

ういったものも含めて全市町村に実態調査をいたしました。その結果、先ほどもお話ししたように、受け入れられないのが30市町村、11市町村はその時点では判断できないという回答でした。

○奥平一夫委員 瓦れき自体が、いわゆる放射線に汚染されている可能性が非常に高いと。そういうことで、広域処理を国は急いでやっているわけですがけれども、この広域処理にするに当たって、法律の改正というか特別措置法をつくりました。これはどういう法律なのですか。例えば、市町村に調査をかけたと言うけれども、その法律であったり、ガイドラインであったりという説明もきちんと県として示して、可能性の調査をしたということでしょうか。

○古謝隆環境整備課長 これまで原子力発電施設から出る廃棄物の処理につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律—原子力等規制法という法律がありまして、そこから出る廃棄物については適切に管理する、あるいは100ベクレルを下回るものについては再利用できます。そういう規定がありましたが、今回の津波による原子力発電所の事故のような大きな被害は想定されていませんでした。これについて、放射性物質汚染対処特別措置法を定めまして、この中で国の責務あるいは東京電力株式会社の責務を定めまして、これとあわせて災害廃棄物処理特別措置法を設けました。この中でガイドラインあるいは処理の基準が定められております。

○奥平一夫委員 ですから、受け入れ可能性調査をしている全市町村にそういう説明はきちんとしたのですかと。法律についての説明をきちんとしているのですか。

○古謝隆環境整備課長 法律の制定を受けまして、その法律の中身について市町村に資料を送付したり、あるいは現時点では判断できないと回答しました市町村を集めて、国の安全性に対する考え方などを説明しております。

○奥平一夫委員 例えば、原子力等規制法では、今言う100ベクレル以下から8000ベクレルまでは受け入れられる、いわゆる安全であるという安全規制値をかなり下げて、具体的に国がそういう方針を出したと、法律をつくったということですがけれども、そのこともきちんと説明はしているのですか。

○古謝隆環境整備課長 100ベクレルの話であるとか、8000ベクレル以下です

と一般廃棄物の処理施設で埋立処分ができると。これがいかなる根拠でもって、その数字がはじき出されたのかということも、環境省の資料に基づいて説明をしております。

○奥平一夫委員 いわゆる基準値を8000ベクレル以下とかなり下げた、80倍ぐらいに上げているのです。このことについて、県はどういう認識ですか。

○古謝隆環境整備課長 8000ベクレルという数字は—これまで原子力等規制法の中で出てきた100ベクレルは、廃棄物を安全利用できる基準ということで原子力等規制法で定められておりますが、8000ベクレルという基準につきましては、一般公衆が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルト以下という基準が国際的に認められております。この1ミリシーベルト以下の基準を満たすようなベクレルを逆算ではじき出すと、8000ベクレル以下と。これを埋め立てすることによって、その後の利用を想定した場合でも一般公衆が受けるのは10マイクロシーベルトで、安全だということではじき出されています。

○奥平一夫委員 そもそも原子力等規制法で100ベクレル以下だと規定した根拠は何ですか。

○古謝隆環境整備課長 原子力等規制法の中の100ベクレルは、原子力施設を改修、もしくは解体したときにコンクリート殻などが出ます。これが安全に再生利用できる基準として定められております。100ベクレル以下ですと、一般公衆の方々に対する影響は少ないということを出されている数字です。

○奥平一夫委員 つまり、この100ベクレル以下という規制値は、恐らく原子力発電所から放射能が漏れることはないだろうということの大前提にして、その規制値をつくってあるわけですね。ところが、それが今漏れ出して、いまだに拡散しているという状態が続いている。これが全国にも拡散しているわけです。この沖縄県でも拡散しているという認識はありますか。

○下地寛環境生活部長 この原子力等規制法の100ベクレルという意味は、例えば原子力施設で使った物とか、その中でも高レベルと低レベルがあって、100ベクレル以下の廃棄物はそれを再利用して—例えば木があって、100ベクレル以下であればその木を利用していすをつくって、どこかで使っても人間が受ける放射線の量は、自然界の放射線量と大体同じだから再利用できますという基

準なのです。ですから、100ベクレル以下であれば普通に利用できますというのが、この原子力等規制法での規制です。それはそれとして、これはいろいろな医学的な観点からそういうものが定められております。自然については、沖縄県では大気とか水とか、いろいろなものを調べています。一度だけセシウムの濃度が、雨からとったセシウム濃度が少しだけ高いレベルはありましたが、基本的には、これまでの沖縄県の自然の状態の放射線量と福島第一原子力発電所事故以降もほとんど変わっていないという現状であります。

○奥平一夫委員 8000ベクレルに数値を下げたということについて、沖縄県はこれで県民の暮らしや安心、安全にお墨つきを与える、大丈夫だという認識で、それを受け入れていると解釈してもよいですか。

○下地寛環境生活部長 受け入れるという意味は、そういう復旧復興という視点では、沖縄県も条件を整えば受け入れると。条件とは何かといいますと、当然、県はみずから焼却施設とか埋立処分場を持っていませんので、市町村の焼却施設で焼却した上で最終処分するという場合、8000ベクレル以下であれば埋立処分しても大丈夫という基準ですので、その8000ベクレル以下のものが埋め立てられれば、それを埋め立てた後に、それが例えば周辺の住民に与える影響は自然一要するに0.01ミリシーベルトですが、それは自然と同じぐらいの量だと。そういういろいろな条件、それでもやはり住民が不安だという市町村もあるわけです。そうした場合には、焼却を受け入れる可燃物の放射能についても環境省は240ベクレルと決めています、燃やす物も100ベクレル以下でないのだめとか、市町村のいろいろな条件設定があるわけです。それから、最終的に仮に埋め立てたとしても、8000ベクレルでは困ると。3000ベクレルとか2000ベクレルとか、もっと低くないといけないとか、そういった住民からの要望などもありますので、受け入れ市町村が試験焼却をして、最終的に判断をしているのは、国が定めているレベルよりもさらに下のレベルを受け入れの条件としていくことがあるわけです。ただ、沖縄の場合はそこまでもまだ至っていないわけです。市町村としての判断は、当然焼却したら、沖縄県内で埋立処分しないといけないということがあります。そこら辺の埋め立てできるという状況なども考えて、まだその判断はされていないということです。

○奥平一夫委員 私が言いたいのは、8000ベクレル以下という基準値を知事がどう判断しているのかです。要するに、都道府県においては、受け入れられている都知事もおりますし、首長もおりますけれども、それについても反対して

いる一基準値が高すぎる、埋め立ての8000ベクレルという基準値はとても高いと、これでは受け入れられないと態度表明している知事もいらっしゃるわけです。だから、知事はどう考えているのかと私は聞きたいのです。

○下地寛環境生活部長 知事に直接8000ベクレルとか240ベクレルの話をしたことはないのですが、基本的には国の基準に従って、今は市町村に対する調査を実施したところまでしか話をしておりません。我々もやはり地域の皆さん、住民の皆さんが受け入れに対する危惧を持っているのは重々わかっておりますし、私も何回も要請も受けておりますので、必ずしもそれ以下だったら一例えば、8000ベクレル以下ぐらいだったら大丈夫という気持ちは余り持ってはいません。それは、その地域住民の人たちの思いも全然違うかもしれないので、そういった思いも参考にするといいですか、ある意味では、ただ国が8000ベクレルで大丈夫だと言っているから大丈夫という思いではなくて、やはり住民の考え方はしっかり聞きながら、それは判断されるべきものだと思っております。

○奥平一夫委員 それはそのとおりでと思うのですがけれども、市町村に投げるといことも理解はできます。でも、県当局が8000ベクレルをどう認識して、受け入れられる、受け入れられないということについて、いわゆるきちんとした態度を示すべきだと思うわけです。市町村においても、なかなかそういう法律の解釈であったり、判断であったり、基準値をどうするかということについて、なかなか判断がつかないところもたくさんあります。もちろん、ただ非常に怖いという気持ちだけでだめだということもありますけれども、きちんと判断できないような状態がずっと各市町村にもあると思うわけです。そういう意味では、県当局がきちんと8000ベクレルについて、冗談ではないと、このような埋め立てはできないという判断をすれば、それを拒否すれば済む話なのです。これをずっと時間をかけて、このような調査をすることもいかななものかと思うけれども、ただやはり、本当にそろそろ判断をしなければならないと思うわけです。今、こうして県の可能性調査の中身を見たら、30の市町村が反対であると。受け入れできないと。判断がつかないのも11市町村あると。これは明確に受け入れできないという世論ができ上がっているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○下地寛環境生活部長 そういう状態できてはいますが、今、実態としては広域処理の協力要請はあります。受け入れをできる、それから受け入れをしている、今後受け入れる可能性のあるところを含めて、総体としては東北2

県、宮城県と岩手県の特に可燃物、木くずなどの受け入れる容量はほぼ満たしている状況なのです。環境省は、今月中に震災瓦れきの処理方針を最終的に決定するという考え方を持っていて、先ほど言ったように、受け入れている自治体、試験焼却して受け入れる可能性がある自治体、この3月の調査で受け入れる用意がありますと言って、実際に行動に出ていない自治体、これが総体として、受け入れているのが7県、試験焼却2県、それから受け入れますという自治体が17府県あるわけです。そういった中で十分対応できると。それ以外の自治体の調整は当面見合わせると。その見合わせるということは、今受け入れられそうなところと優先的に調整して、その中で処理するという基本計画を7月中に策定すると言っていきますので、これは正式に通知が来ています。それ以外の自治体—例えば沖縄県も含めて、まだ明確にしていなくていいところがありますが、そういったところに対しては今後、特に調整することはないかと思えます。実態としてはそうなっています。それは7月中には明確になると思えます。

○奥平一夫委員 国の計画がという話の前に、きちんと沖縄県としてけじめをつけて、これは受け入れられないと。そのかわり復興支援については、別途やれることがたくさんありますと表明すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○下地寛環境生活部長 やはり大前提の中で、復興復旧は住民の受け入れでありますとか、それから義援金の拠出とか、これまでさまざまな形で復興支援はしてきたわけです。協力要請自体が撤回されているわけではないので、気持ちとしては、まだ広域処理については協力する気持ちはあるというのは維持すべきだと、私は思っております。

○奥平一夫委員 瓦れき処理について、被災地の各首長が幾つか声を上げています。これを少し紹介します。

これは岩手県岩泉町の町長ですけれども、瓦れき処理はあと2年で片づけるという政府の公約が危ぶまれているというが、無理して早く片づける必要があるのか。山にしておいて10年、20年かけて片づけたほうが、地元にお金が落ちると。雇用も発生する、もともと使っていない土地がたくさんあるからと。そういう御意見がある町長もいらっしゃる。

これは陸前高田市の戸羽市長ですけれども、現行の処理場のキャパシティを考えれば、すべての瓦れきが片づくまでに3年はかかると言われている。そこで、陸前高田市に瓦れき処理専門のプラントをつくれば、自分たちの判断で今

の何倍ものスピードで処理できると考えて、そのことを県に相談したら門前払いされた。瓦れき処理をすることで雇用が生まれる。特に、放射性物質が入っているような瓦れきを処理するのに急いで特別措置法をつくって、ここまで8000ベクレルでしたらとか、ここまですたら焼却処理できますとか、非常に危険なことを冒してまでやる必要はなくて、むしろ、この被災現場でしっかりとそういう瓦れきを焼却処理できるきちんとしたプラントをつくって、これが外へ漏れ出ないようなきちんとした施設をつくって、むしろそこで処理させるという方法が安全であり、あるいは、この当地の皆さんにとっても仕事が回る、雇用ができるということがあるわけです。だからそういう意味で、なぜ政府がこれだけ広域処理に急いでいるのか。なぜそれをそこまでやらなければならないのか。あるいは放射能汚染されたそういう瓦れきを全国にばらまくというばかなことはしないで、地元できちんと処理する、雇用を生み出していくということ、本当はぜひやっていただきたいのです。そういう意味で、むしろ広域処理は危険であると、8000ベクレルという基準値は受け入れられないとして、きちんと仲井眞知事がそれを拒否して、沖縄県として、特に被災地から一番遠い、安全な、放射能汚染ができるだけ少ない沖縄県でこそできる避難者の受け入れだとか、そういうことがいっぱいあります。我々はそこにシフトしますということ、むしろ全国に先駆けて宣言して、きちんとその姿勢を示すべきではないでしょうか。

○下地寛環境生活部長 そういうこともあります。月は忘れましたが、県が広域処理について受け入れ検討を表明した以降、県に対してもかなりの苦情といいますか、抗議のメールもあります。それから数は一抗議のほうが多いのですが、受け入れるべきだというメールなどもあります。要するに、県民の中でも復興復旧に思いを寄せる場合には、そういう広域処理も必要ではないかと、一日でも早く処理してあげることも必要ではないかと思う人もおりますし、もちろん放射能が怖いという思いを持っている人も両方いると思います。ですから、そういった中で何ができるかというのは、それぞれ県民、地元市町村の住民の皆さんのいろいろな判断を踏まえながら、県としてもやらないといけないということもあります。やはり県としては、今の状況では少なくとも協力要請はまだ行うという態度を、今ひっくり返すことにはならないと思います。

○奥平一夫委員 最後になりますけれども、本当に被災地から遠い沖縄県ができることは別にあると思うのです。そういう意味で、このまま情緒的に被災地応援になるからということだけで受け入れようということではなくて、少なく

とも汚染の可能性のある瓦れきを焼却すること自体がとんでもない話で、政府が急いで処理しようという思いの中で、これまでの法律をかえて処理できると、それを一般焼却炉で焼却できるというとんでもない法律までつくって、それをやろうという政府の方針に私は一環して反対しますし、瓦れき処理はやはり被災地できちんとプラントをつくって、いわゆる放射能に汚染されているかもしれない瓦れきについては、そのプラントの中で絶対に外へ出さない。そういう処理の方法を研究して、しっかりやるべきだと思っております。それで、先ほど少し触れておりましたが、その県の判断はいつごろになるわけですか。

○**下地寛環境生活部長** 県の判断は市町村の状況次第でもあります。基本的に国が広域処理の受け入れ要請をみずから撤回しない限りは、やはり復興復旧には沖縄県としても何らかの応援はしたいと。もちろん借り上げ住宅による避難民の支援は継続しておりますが、震災廃棄物についても気持ちとしては持っていますということを変えないと思います。

○**奥平一夫委員** 随分頑固ですね。

それと同じ陳情にあります被災地支援ですけれども、今272世帯、663人の支援を行っているということですが、いわゆるこの受け入れ枠というのはあるのですか。それとも、もう今のところはここまでとか、来ればどんどん受け入れますという余地はあるのでしょうか。

○**下地寛環境生活部長** 沖縄県被災者向け借り上げ住宅ということで支援しているわけですが、基本的には福島県以外については受け付け、申し込みは終わっています。福島県についてはまだやっております。申し込みがあれば許可をするということはまだ続いております。

○**奥平一夫委員** この支援とは、どういう支援をされているのですか。

○**下地寛環境生活部長** 賃貸住宅を借り上げて、そこに住んでもらっているということです。

○**奥平一夫委員** この賃料の支払いは、県が助成しているということでしょうか。

○**下地寛環境生活部長** 県が借り上げて、被災者の方、避難民の方に住んでも

らっていると。ですから、応急仮設住宅です。

○奥平一夫委員 これまでにかかった事業費といいますか、助成額は幾らになりますか。

○下地寛環境生活部長 平成23年度が1億2314万円、今年度の予定が2億808万7000円となっております。

○奥平一夫委員 例えば今、福島県で逃げ惑っている皆さんの受け入れを積極的にもっとやれますということも考えているわけですか。

○下地寛環境生活部長 やれますというわけではないですけども、基本的にはこちらに住んでいた方で、去っていく方もいるわけです。そういった出入りがあって、今、許可しているのは292世帯という状況ですので、それは臨機応変に対応できる状況にはなっております。

○奥平一夫委員 私が言いたいのは、先ほども触れましたけれども、いわゆる東京電力福島第一原子力発電所の現場から一番、沖縄県が遠いわけです。放射能汚染度の濃淡がありますから、一番緩い地域だと思っているのです。本当に安心して暮らせる地域であるという意味で、この福島県で被災した皆さんを積極的に受け入れるという表明をしてはどうかなと。ちなみに、この1億円だとか2億円だとかという助成は国からもあるわけですか。それとも、これは県の単独で助成しているわけですか。

○下地寛環境生活部長 仕組み的には、当然被災を受けた福島県からの応援要請に基づいて、県が予算措置をして提供しているわけですが、それは災害救助法に基づいて、国から福島県に出ます。ですから沖縄県は、福島県に請求しますが、福島県は国からもらうという災害救助法の仕組みでやっています。県は労務を提供しているような形になります。

○奥平一夫委員 そうでしたら、今のようにやはりきちんと一番安全、安心な沖縄県で受け入れますと。そういうメッセージを送ったらいかがですか。

○下地寛環境生活部長 例えば、沖縄県に来てくださいという誘客的なといいますか、積極的にはPRしているわけではないのですが、基本的にはホームペ

ージであるとか、当然福島県のホームページにもそうですし、環境省などにもそういった情報は常にあります。今でも平均で週に1件ぐらい福島県からの申し込みがあります。これは結構知られているかということもあると思います。

○奥平一夫委員 変な話、宮古島市は人口が少しずつ減ってきているのですが、子供の数もかなり減っているのです。そういう意味で宮古、八重山は非常に被災地から一番遠い、安全で安心な島だと思っています。できれば、例えば宮古や八重山で1000人引き受けるとか、そのことによって子供たちもふえますし、人口もふえますし、離島にとってはかなり大きなメリットもある。あるいは、そこへ来る皆さんも安心して暮らせる場所がある。その子たちが育って、第二のふるさととしてまた宮古、八重山、沖縄に来てもらう可能性も非常に高いと思うのです。できるだけ積極的に受け入れますというアピールをしながら、ぜひこの被災者支援を継続していただきたいと思っています。以上で終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 瓦れきの陳情が何件かあるのですけれども、その瓦れき広域処理についてです。このことについては今聞いていて、私もそのきっかけをつくった一人だと思っていますので、質疑をさせていただきます。

これは、昨年11月に全国知事会が招集されまして、そこで総理が広域処理について莫大な量の瓦れきがあるので、広域処理について知事会の皆様方をお願いをしたいという中で、茨城県も入れた震災地域の4県は抜いて、その中に沖縄県も抜いて、瓦れきの広域処理をお願いしたいということがあったとのことで、私は去る11月定例会でなぜ沖縄県が外されたのかと。これは環境生活部の仕事ではなくて、知事の政治姿勢としてお伺いを申し上げたつもりでありました。そういう中で、環境生活部としての答弁は聞きましたけれども、そうではないということで知事が答弁されまして、しばらく時間をいただきたいということでありました。それで野田総理が新年早々参りまして、総理の瓦れきの広域処理について、沖縄県も受け入れる方向で検討したいというお話を知事がされたという経過で記憶しているのですけれども、そのとおりでしょうか。

○下地寛環境生活部長 去る11月定例会でもそのお話を知事からされました。昨年のお話ですが、当初、環境省としては、沖縄県はかなり遠隔地にあるという

状況、さまざまな状況を考慮して、一番最初の広域処理に対する説明会に呼ばなかったという事実はありました。そういったこともあって、その説明をするといえますか、説明を聞くのは沖縄県にだってできますということで、その後知事から、沖縄県もやはり被災地の復旧復興にさまざまな形で応援していますが、例えば、瓦れきについては除くということはしなくてもいいですと。そういった経緯も踏まえて、3月には総理大臣、そして環境大臣から沖縄県についても広域処理について要請しますという通知が来たという背景です。委員がおっしゃるとおりの話だと思います。

○浦崎唯昭委員 まさにおっしゃるとおりで、知事も震災以降、沖縄県でできることは何でもやりますという声明を発表されて、そういう中でいろいろなことをしてきたわけであります。この広域処理について沖縄県はいいですと言われたことに対して、私は、全国知事会の中でも沖縄県がどうして外れるのか、全国知事会の皆さんがいらっしゃる前で政府にその理由についてただすというのか、それを聞いて、沖縄県はこうだからいいですということを明らかにすればよいのに、ただ沖縄県は外れたということだけで戻ってくるのは、全国知事会の皆さん方も一今、沖縄県は逆の意味で、米軍基地を全国民で負担してくださいと言いながら、瓦れきの広域処理は政府から外されて、そのままそれでよしとすることに対しては、少しおかしい行政になってくるのではないのかというのが、基本的な私の問いかけではあったのです。そういう中で、今の話のように、やはり知事は震災支援は何でもやるべきだという認識の中で、私は、広域処理もいろいろな問題があるかもしれませんが、受け入れてそれに対応していくという、行政の長として当然だと、全国の中では当然の表明だと思っております。皆さんの処理方針を見ますと、その後大分変わってきたようで、とりわけ宮城県、岩手県の瓦れき処理についてはめどがついたということでありますけれども、基本的な東日本大震災に対する対応というのは、全国皆一緒に支援していくという基本姿勢は、私は堅持していくべきだと思っておりますけれども、どのような感じですか。

○下地寛環境生活部長 我々も、沖縄県としてやれる支援はあらゆる支援をすべきだと思っております。震災が発生した当初から、県は救援物資の輸送とか、まさにすべての県民からそういう物品の提供もあって、本当にさばき切れないぐらいの提供がありました。義援金についても、5億円余りの義援金が集まって、これも被災県に提供しております。そういったものを含めて、そして、瓦れき処理も含めて、すべてのことができますという沖縄県としての気持ちは引

き続き持つておくべきだと思っております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今回の瓦れきの問題について、私は前の任期でも、沖縄県はみずからの廃棄物処理もできていない中で受け入れる余地があるのかと大分やりました。結論から言えば、観光立県、もっと沖縄県をきれいにするのが優先であって、なぜわざわざ向こうから瓦れきを受け入れる必要があるのかと。沖縄県ならではの受け入れ方があるのではないかと強調したのです。沖縄県の県土面積は、全国のおよそ0.6%しかない小さな島です。わざわざ向こうから、東日本から遠い距離をその瓦れきを持ってきて、燃料費とか運賃とか、たくさんかかるのです。それよりは沖縄県ならではの、今言った住宅とか食料とか、自然に子供たちを一きょうの朝もやっていたけれども、久米島でやっているけれども、ああいう沖縄県ならではの受け入れ方ということで、もっとアピールしたほうがよいのではないかと思います。

○下地寛環境生活部長 おっしゃるとおりさまざまな形—例えば教育庁であったり、もちろん県庁挙げてどういった教育ができるかと。文化観光スポーツ部でもそういう交流事業をやっていますし、それぞれの立場で何ができるかということのを常に考えて、応援していると。そういう応援する気持ちを常に持って、やっていると思います。その中で我々も、少なからずいろいろな形での義援金であれ、そういう瓦れきも含めてどういった形で応援できるかというものは、常に持つておくべきだと思っております。

○嘉陽宗儀委員 それはそれで結構です。

次に、陳情第77号についてお聞きしますけれども、この第32軍司令部壕の説明版の問題で、削除についてかなり県民から問題視されておりますけれども、この説明文、全体で字数は幾らあるのですか。

○下地寛環境生活部長 601字です。

○嘉陽宗儀委員 削られた字数は何字ですか。

○下地寛環境生活部長 43字のようです。

○嘉陽宗儀委員 この分を入れたら、表示板そのものが体裁が悪くなるというならわかるのですけれども、でき上がったものを見て、その体裁の中ではこれだけ削られても全体への景観というのですか、美観は余り変わらないですね、これだけでは。字数上はどうですか。

○下地寛環境生活部長 削除という意味でのお話でしたら、我々としてはそういう字数だけの問題で削除したのではなくて、書いてある中身について、県の基本的な考え方の中での表現としては確証が持てないという理由から削除したわけであって、単に字数の話ではないと思います。

○嘉陽宗儀委員 私は、字数の話だけだということで質疑しているのではなくて、次にそれを聞こうと思っていたのです。今、皆さんが削除したものを残していたら、どういう弊害が出るのですか。

○下地寛環境生活部長 この件は、別に弊害とかそういったものではなくて、あくまでも第32軍司令部壕のできた背景とか、中の状況はどうだったかとか、そういったものを正確に記するという意味で、我々は説明版を考えたものであって、もともと平和祈念資料館が発行している冊子とか、そういった中にもかなり詳細に第32軍司令部壕についての記述がありますが、それをベースにして、なるべくそれを簡略化して表現しようという気持ちから、この説明板は発しています。その中にもなかったことが入ってきたことに対して、その文字の確証といえますか、それを書くことに本当に大丈夫なのか、確実性があるのかということを我々として検証した上で、書かないという判断をしたということになります。

○嘉陽宗儀委員 この説明文をつくった皆さんは、あなた方に対してどういう意見を出していますか。

○下地寛環境生活部長 第32軍司令部壕説明板設置検討委員会一検討委員会が出した説明文から慰安婦とか、それから住民虐殺の文言を削ったのは遺憾であると、戻してくれという話を直接受けております。

○嘉陽宗儀委員 検討委員会の見解は、マスコミでもたくさん出されています。これは大体、環境生活部長も目を通しておられますか。

○下地寛環境生活部長 抗議もありましたし、検討委員会だけではなくて、その他の団体などからも何度か抗議を受けておりますので、基本的にはこういった理由で抗議したかというのは理解しております。

○嘉陽宗儀委員 結論的に言えば、環境生活部長のこれまでの言い分では、史実ではない、歴史の事実ではない。要するに、第32軍司令部壕内部であった問題ではない。慰安婦についてもいなかったという前提で、これは削除されたのですね。

○下地寛環境生活部長 私は、この慰安婦という言葉自体を正しく定義しないといけないと思うのです。例えば、今いろいろな歴史の資料とかを読み解いていくと、基本的には当初は一表現が正しいかわかりませんが、遊郭にいた娼婦であるとか、そういった人たちが軍の命令で慰安所一軍が慰安所をつくるわけですが、軍の慰安所に連れて行かれたと。そして、そこで慰安婦にされたということです。慰安婦とは、軍の慰安所で強制的に働かされているという状態が私は慰安婦だと思うのです。その慰安所がなくなれば、人間としてやはり尊厳がありますので、慰安婦になりたいという人は、いろいろな資料を読んでもだれもいません。やはりそこから解放されたら、私はこの人たちを慰安婦と呼んではいけないと思っております。

○嘉陽宗儀委員 検討委員会の皆さんが調査したものでも、ほとんど内部にそういう場所があるし、そういう女性もいたと多くの資料を出しています。そういうものについては、検討委員会の皆さんが虚偽の発表をしているという認識になるのですか。

○下地寛環境生活部長 検討委員会の皆さんが根拠として出してきた資料は、基本的に証言というものでした。もちろん証言は証言として、県もしっかり戦争体験者の証言をとっていますし、記録として残して、公開もしております。私は、それはそれで正しいと思います。ただ、やはりそこに文書として書くには、ちゃんとした確証を持たないといけないという意味で、私はその資料などに求めたわけです。軍の資料とか、日本語の資料とか、県が調べた資料とか、そういったものの中に、例えば第32軍司令部壕の中に慰安所があったという記述は見つかっておりませんし、女性も明確に慰安婦という言葉はありません。ほかの慰安所とかほかのいろいろな部隊の中では、慰安婦とかそういう業婦とか、そういう言葉を使って明確に慰安婦だと書いてあるところもありますが、

第32軍司令部壕の記録の中でもそういう言葉は使われておりません。第32軍司令部壕の中では、女雇用人とか女性雇用人という表現は明確に資料の中にありますが、慰安婦という表現はどこにも見当たらないというのが調べた結果であります。

○嘉陽宗儀委員 この議論をしても始まらないので、私は2月定例会に皆さんが調査した資料を読んで、ほとんどが住民虐殺もあった、それから慰安婦もいたと、皆さんの調査結果でもそうなっているのではないかと。なぜ環境生活部長はそれを否定するのかと聞きましたね。何と答弁しましたか。

○下地寛環境生活部長 私は一度も住民虐殺がなかったとか、慰安婦がいなかったということを言った覚えはありません。

○嘉陽宗儀委員 だから私は、この説明版の先ほどの字数で見ても、さほど歴史の事実を正確に伝えるのが説明板であれば、その中で少なくとも検討委員会の皆さんは一生懸命調べて、史実も調べて、検討もして、これが最適な表現だと。専門委員の立場を尊重すべきだと思うのです。下地環境生活部長の答弁を聞いていると、専門委員よりも私が上の専門家だという態度が見えるのですけれども、どうですか。

○下地寛環境生活部長 そう思いますが、行政は行政として、そこにある意味では公文書を残すという責任があると思います。専門委員会の皆さんは、さまざまな人の証言であったり、そういったものを根拠として、慰安婦はいたという形で、住民虐殺はあったという表現もすべきだという主張をしたわけです。やはり、証言は証言として載せるのでしたらいいのですが、確固とした沖縄県の公文書として説明板を設置するという中では、やはり何らかの確証たるものがないと記載はできないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 説明板に、説明文の中にこういうものがあるから削除すべきだと、最初に言ったのはだれですか。

○下地寛環境生活部長 削除すべきだと言ったわけではなくて、基本的には平和・男女共同参画課が検討委員会を設置して、そこで議論していただいて、最終的には私のところに文案を持ってきました。それで最初に議論になったのは、我々が想定した資料、例えば基本的なたたき台です。これは平和祈念資料館が

つくった資料の中に、第32軍司令部壕の説明資料があるわけです。これは物すごい膨大な説明になっています。それをもっとコンパクトに、限られたスペースの中であらわすにはどうしたらよいかというのがスタート地点でありました。それにはない言葉が入ってきているということをもまず議論いたしました。それは私と平和・男女共同参画課長と県民生活統括監の3名で議論しまして、これはもう少ししっかり調べる必要があるのではないかということで、私も自分ができる範囲の中で、そういう証言は資料として出されているが、資料の中にちゃんとした資料としてそういうものがあるのか。そういったものを調べないと、今までなかったことを新たに書くことはそんな簡単なことではないと。そういった判断をやった上でいろいろ調べてみると、やはり軍の資料の中にもそういうものは書かれていないことがわかりました。基本的には私のほうで、今までの資料にプラスアルファで慰安婦がいたとか、住民虐殺があったということを書くわけにはいかないという判断をしたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 解説が載っている資料をいろいろ見たら、やはり明確にそういう施設がある話から、虐殺の問題からいろいろあるのです。そうであるにもかかわらず、なぜ環境生活部長があえてこれを削除するのかというのは、政治的意図はありませんか。

○下地寛環境生活部長 何度も言いますが、削除という言葉は、検討委員会が出してきたものから載せないということになったわけですが、もともと第32軍司令部壕に関しては、しっかりとした沖縄県の機関である平和祈念資料館が監修した説明文があるわけです。そういったものをたたき台として、これをもっとわかりやすく表現するためにはどうしたらよいかというのが、検討委員会を設置して検討していただいた基本的な経緯なのです。そういった中で、今までになかった慰安婦であるとか、住民虐殺が周辺地域であったということをも新たに加えてきたことに対して、私はそれは削除ではなくて、掲載するわけにはいかないという判断をしたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 私は2月定例会でも、今、全国的に靖国派と言われる皆さんが、沖縄戦の特徴は軍隊が住民を虐殺するということで、これを日本史の中からどう抹殺するかという全国的な動きがあるのです。今、憲法を変えて軍隊を持つ国の流れの中で、どうにかして軍隊が住民を虐殺する、慰安婦、こういう史実を抹消しようとする動きがある中で、環境生活部長が、特に検討委員会の皆さんからいろいろ言われながらも、結局それにしがみついているのはやはり

異様に感じる。私は2月定例会に、環境生活部長がそういう態度をとるのは、心そこにあらずんばあるもの見えずと言いました。環境生活部長にしっかりそういう史実を正確に伝えていくという気があれば、もっと別の角度からも検討できると思うので、今後の宿題にしてください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情説明資料の4ページ、陳情第86号の2にDVに関する件ですけれども、DVに関係する部署は他にもありますね。どこか教えてください。

○下地寛環境生活部長 福祉保健部の青少年・児童家庭課が同じような形で所管しております。

○桑江朝千夫委員 そこだけですか。つまり、こういった連携を一今、この処理方針では、学校との連携を図りながらとありますが、もっと連携をとるべきところはどこなのかと思って聞いています。

○下地寛環境生活部長 DVについては、さまざまところが防止対策、それから起こった場合の事後ケアとか、非常に連携しているのです。基本的には、福祉保健部はDVの被害に遭った方、そういった人たちのケアで、例えば一時保護施設に入居するという対応をしております。我々、平和・男女共同参画課の視点からは、そういったことの相談を受け付けています。それからいろいろな外郭団体もあるのです。警察の外郭団体であったり、法務省の外郭団体であったりあります。そういったところにも事業を委託し、相談を受け付けると。当然、警察は警察でそれをなくすような対策をしております。そういったところはお互いに連携して、それぞれの立場で啓発事業、我々はその学校とか、そういうところでの出前講座みたいな形でやっております。

○桑江朝千夫委員 予防する部署、保護する部署、それに関して措置する部署、その前に発見する部署もあるのですね。若年層ということが書かれているのですが、家庭内の暴力等は、例えば民生委員が発見したり、現場では民生委員に相談したり、そういったものがあります。ここで予防に限っては平和・男女共同参画課であると考えて、先ほど相談とも言ったのですが、相談もその課で受

け付けているのですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 相談に関しましては、平和・男女共同参画課から財団法人おきなわ女性財団に委託しまして、今は男女共同参画センターに相談室を設けてございます。先ほどの青少年・児童家庭課の出先であります女性相談所でも、こういう相談は受け付けております。

○桑江朝千夫委員 つまり、みずから駆け込み相談をされる人もいます。あるいは相談しない人もいます。そこら辺は民生委員とかが発見して、気づいて相談に乗っていると。そこからどう皆さんのところに来るかです。そこら辺の連携で、福祉保健部等とあるのかというのが知りたいわけです。

○原田直美平和・男女共同参画課長 民生委員の方も含めて、年に1回連絡会議を開催しております。その中で、それぞれの立場の状況を説明した上で、連携の仕方を模索しております。会議の場で、民生委員の方からもどういったところに相談に行ったらよいのかという質問がございます。そういう場合には、こういう事例の場合はここに行ってほしいということで、お互いに情報共有をしております。

○桑江朝千夫委員 デートDV予防啓発冊子というものは、今持っていますか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 午後にでも提供したいと思います。

○桑江朝千夫委員 できれば、委員の皆さんに資料を配っていただきたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 それでは、よろしく願いいたします。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 もう一点、陳情説明資料の9ページ、陳情第121号八重山平和祈念館の年間のランニングコストはどうなっていますか。

○下地寛環境生活部長 事業費ベースで870万円余です。正確に言うと、875万1000円です。これは平成23年度の実績です。

○桑江朝千夫委員 これは、県が年間支出する予算ということですね。

○下地寛環境生活部長 ここは県が直接一県の機関ですので、県の職員で常勤を1人、それから八重山事務所の職員の兼務で1人、正職員2人が、それはこの事業費には入っておりませんが、それ以外の870万円のうちには、嘱託職員を雇用して、いろいろな展示活動をやったりとか、そういったものも入っています。そこで活動するための事業費で、870万円余ということですよ。

○桑江朝千夫委員 八重山平和祈念館が主体となって、企画イベントをやる事業はあるのですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には平和祈念資料館の分館という形ですので、八重山平和祈念館だけでは人的にも弱いところがありますので、一体となって展示活動をやったり、平和学習活動をやったり、学校教育に活用したりと、そういう利用をされております。

○桑江朝千夫委員 もう一つですが、八重山戦争マラリア遺族会がやるそういったイベント、そういった部分での県の協力の仕方はどうなっていますか。

○下地寛環境生活部長 八重山平和祈念館は、もともとは陳情を出している八重山戦争マラリア遺族会の要望でつくられております。その会の活動については、彼らが自由に使えるような状況であります。県もちろんその会と一緒にあって、何らかのいろいろな展示活動などはやっております。基本的には会は会として、自分たちの運営費の中でさまざまな活動をしますし、県は県でやっております。当然一緒にやろうというのもあります。活動のやり方としてはそういう状況です。

○桑江朝千夫委員 対馬丸記念館の件は文教厚生委員会でやったような記憶があるのですが、それと今回の陳情は土木環境委員会という分け方がわからないのですが。

○下地寛環境生活部長 陳情者であります八重山戦争マラリア遺族会の趣旨は、対馬丸記念館は、国が補助事業としてお金を出して運営させているのではないかと。だから、国の責任でやるべきではないかということで対馬丸記念館の話をしております。同じように戦争マラリアについても、これは国が強制的

に疎開させたから、マラリアにかかって亡くなったということもあると。それは国の責任ではないかと。ですから、運営も国がやるべきではないかという視点で陳情を出しております。それは当初の館の建設とか、いろいろな慰藉事業は全部国が予算を措置してやっております。その後で、この館をどう活用しようかという話し合いをした結果、石垣市がやるか、八重山戦争マラリア遺族会がやるか、県がやるかという議論をした上で、県が管理することになっております。県が単独で管理しているのに、国から補助をもらうというわけにはいかないものですから、これからも県がやりますということです。

○桑江朝千夫委員 つまり、これはできないということですね。国に要請することは筋違いということですね。

(下地部長がうなずいて同意した)

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 1点だけ。今の桑江委員が触れたDVの件ですけれども、沖縄県の実態はわかりますか。あるいは全国比較との数字などわかりましたら、お願いします。

○下地寛環境生活部長 県内で配偶者暴力などに関する相談の件数としては、これはさまざまなセンターが3カ所あります。配偶者暴力相談支援センター、それから県の男女共同参画センターにいる、県警察の3カ所に相談が寄せられますが、一番新しい平成23年度の実態として、3カ所合計で2972件の相談があります。そういう中でももっと厳しくて、配偶者暴力に関する保護命令発令というのがありますが、要するに保護するのは沖縄県では、平成22年度は51件になっております。

○金城勉委員 この数字は、全国比較とのデータもありますか。

○下地寛環境生活部長 相談件数の全国比較はないのですが、保護命令の発令件数は、これは福祉保健部の資料から先ほど言ったように、平成22年度で51件ですが、全国が2434件ありまして、沖縄県は18位になっております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 1点だけ確認させてください。陳情説明資料の5ページ、陳情第88号メジロの件ですが、その処理方針を見ますと1点、平成24年度中に登録をすると、平成25年度以降も飼えるということですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には平成24年度から原則禁止という形になっているのですが、平成24年度で認めているのは2つだけです。特例ということで。当然、今飼っている人は飼えます。平成19年度に登録してメジロを飼っていたのですが、死んだとか、逃げたとか、この5年間は捕獲させないという決まりがあったわけです。そうすると、平成19年度から平成23年度までにその5年間が入っているわけです。その間にいなくなったのにとれなかったということがあるものですから、それでは平成24年度は認めてあげようと。それから許可をとっていたのに、結局飼養しなかったというものについても、今年度中に受け付けをするのだったら認めてあげましょうと。この2つの特例を設けたということです。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

午前11時56分 休憩
午後1時26分 再開

○中川京貴委員長 再開いたします。
午前に引き続き質疑を行います。
質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情説明資料の3ページ、陳情第77号第32軍司令部壕の関係で少しお聞きします。
沖縄戦によって多くの歴史的資料その他がなくなっていますけれども、沖縄戦の中における口述証言の意味は、どういう位置づけになっていますか。

○下地寛環境生活部長 いわゆる口説というお話が前田委員からありましたが、証言集という形で県は県独自で戦争の体験そのものであったり、慰安婦の

ことについてであったり、スパイ視事件とかそういったものを全体的に網羅して、あなたにとって戦争とはどういうものでありますかということをお聞きして、それを記録もしくは映像として残すという形でやっております。証言を通しての意味を持つ資料として、県としては認めていると理解してよいと思います。

○前田政明委員 戦争体験、それから自分が見たことの証言、その他が証言集になって、県史やその他の資料にもなって、それは一定の歴史的検証にたえる資料になっているわけですね。

○下地寛環境生活部長 それぞれの立場で自分の経験を語るという意味での歴史的な資料ではあると考えております。

○前田政明委員 大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判で1つの口述証言をどう判断するのかとなったのですけれども、これはどのように裁判で評価されていますか。

○下地寛環境生活部長 大変申しわけないのですが、大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判についての口述がどのような扱いを受けたかということについては、私は承知しておりません。

○前田政明委員 歴史教科書検定、撤回の流れの問題について、歴史教科書の改ざんは許されないと。そういう面で、多くの証言者が声を上げていきました。その中で、沖縄戦における大きな特徴は物的資料がない。日本軍が全部資料を焼くという流れの中で、どう沖縄戦の状況を証明するかと。それぞれの体験、口述、この証言の持つ意味が、それぞれ多くの人から寄せ集めてきた中で、客観的な事実として認識されると。それが積み重なっているわけです。そういう面で、日本軍の強制によるということについて、いやいや、物がいいではないかと、これはうそだと、隊長はそういう命令はしていないという中での裁判になったわけでしょう。沖縄戦の真実をどう見るかという極めて大事な点で、環境生活部長がそれを知らないということになると、これは沖縄戦の歴史検証の問題についての初歩的なところで、大事な認識が欠けているとなりませんか。

○下地寛環境生活部長 私は、直接歴史教科書の裁判にかかわっているわけでもないですし、いわゆる口述の証拠がどれぐらい歴史的にたえられるかどうか

というのは知りません。ただ、第32軍司令部壕に関して、慰安婦に関して、例えば住民虐殺に関しては、1人だけの証言ではなくて、かなり多くの人たちの証言、本、出版、それから研究者が書いてある本、それから日本軍の資料、そういったさまざまなものを読んで、例えば第32軍司令部壕の中に慰安婦がいたかどうかという問題についてもさまざまな証言がある中で、私としては、それも慰安婦として断定できるかできないかということも含めて、基本的にはそれも総合的に考えて判断したと理解していただきたいと思います。

○前田政明委員 私が言いたいのは、そういう沖縄の悲惨な戦争体験をどう後世に語り継ぐかという面では口述証言、これが大変大事だということで今、予算も組んでやっていますよね。そういう中で、客観的な事実を含めて検証されていく。そのために多くの歴史研究者が他府県にない、いわゆる聞き取りをして、この集落ではどうだった、この町ではどうだったという、住民の立場からの沖縄戦の検証をやってきたというのが、この沖縄における戦争問題を含めて、沖縄の市町村史をつくる大事な土台になっているのではないですか。

○下地寛環境生活部長 それはそれで、そういう事実を積み重ねて、その中にさまざまな証言を突き合わせて、そこに真実性といいますか、事実性があれば、それはしっかり市町村史があったり、県史の中でも書かれていると思います。

○前田政明委員 沖縄の戦後史というのは、歴史的にはそう検証されてきたのではないですか。要するに物が無い、紙に書いてある物がみんな焼かれている。そういう面で、日本軍が大事な住民を虐殺したりと、いろいろなそういう文書が焼かれている、なくなっている。そういう流れの中で、どう住民の立場から、一体自分たちの村や町ではどうだったのかと。このままではいけないのではないかとということで、那覇市を初めあちこちで、その研究者なりが一人一人聞き取りをする。この典型的なものが南風原町の沖縄陸軍病院壕跡の、高校生による何年にもわたる訪問によって、こういう事実があったのだと。だから私が言っているのは、環境生活部長が言っている歴史的事実というのは、そういう積み重ねの中でつくられたものであって、最初から何か一つあるわけではないのです。今の流れでは結局、下地環境生活部長の沖縄戦の研究に対する基本的な認識が全くない、素人と一緒ではないかと思うのです。私は少なくとも沖縄戦の問題、平和運動にかかわってきた者として、これは沖縄戦の歴史の検証についてのイロハなのです。集団強制死を含めて、今のものを一つ一つ掘り出してきたのは、何かペーパーに慰安婦がいたとか、書かれていたからではないので

す。集団命令によって、死ねと言われたという文書があったからではないのです。私が言いたいのは、環境生活部長がそういう沖縄の戦後史、とりわけそういう沖縄の戦争の記録なり被害者の記録、県民の立場からそう積み重ねてきたのが市町村史でしょう。あなたのはそういうことで、積み上げられてきたという認識がないのではないかと思って聞いているのです。

○下地寛環境生活部長 私は、市町村史の中身をみんな読んでいるわけではないのでわかりませんが、少なくとも今回は、第32軍司令部壕の中でどのような状況だったのか、それがどういう影響を与えたのかということ、我々なりに行政としてそれを記録文書として残すために、ちゃんとした確証のあるものでないといけないということで調べたわけです。ですから、証言について当然、検討委員会の委員の皆さんから出されたいろいろな証言、これは私が調べたもので、21件はほとんど証言もしくは伝聞です。それから、沖縄県史が最近発刊されましたが、沖縄県史資料編23巻沖縄戦日本軍資料、この中でも日々命令とか日本軍の資料、これは慰安婦だけでも73の文書を読みました。そういったものを突き合わせても、やはり第32軍司令部壕の中に慰安所はなかったのです。慰安所のないところに慰安婦がいるのはあり得ないという判断で、そうやっています。

○前田政明委員 今、非常に大事な答弁で、それはそれでいいですけども、今の結論先にありきで—これから本題に入りますが、そういう面で、沖縄戦の悲惨な実態を明らかにしてきたのは証言なのです。だから私は、この前聞きました。証言がないと、事件がないという証明をどうするのかとあなたに聞きました。要するに、集団住民虐殺はあったとか、慰安婦はいたというのはいろいろあります。いないという証言は、いないという証明はどうするのかと聞きました。いないという証明はどうしますか。

○下地寛環境生活部長 ないものの証明は、証明できないと思います。

○前田政明委員 それで、これがあなたの言う県史です。それで、これもなかなかおもしろい本で、これは読まれましたか。

○下地寛環境生活部長 鹿児島県の大迫亘氏の本だと思いますが、一部しか読んでいません。

○前田政明委員 これはなかなかおもしろいのですが、何と書いてありますか。この人は長参謀長の特命を受けた者です。この人が最初にやられたのは、南風原町の慰安所をつくる。このために特命を受けて、行って、その慰安婦になる方々を飛行機で、あの当時わざわざ軍機を使って乗せてきたというおもしろい話がいっぱいあるのです。そして、これは将校用の慰安所とこの本でもあるのです。いわゆる将校用の慰安所をつくるために言われたと。戦争が始まって、激しくなって、ところがだれも助けに来ないという形の中で、この人は南風原町字津嘉山にあったところから、いわゆる第32軍司令部壕に連れて行くという流れの中の赤裸々などというか、書いてあります。これは真実だと言って、最後まで話を書いてあります。これを読んでの感想はどうですか。

○下地寛環境生活部長 私はコピーといいますが、それしか持っていませんが、大迫氏が坂口副官という人の命令を受けて、偕行社を設立したと。その中で、コックとか、仲居とか、芸者とか20数名を大分県から採用して、連れて行って、開いたと。そして、こうに入ったのが5月6日ごろだと。そういったところの箇所は読んでいます。

○前田政明委員 その中で、こういう人たちを連れて、第32軍司令部壕に連れて行っている。前も質疑したら—これは若藤もそうだけれども、環境生活部長は、軍司令部日々命令録の5月10日の中で撤退命令を出すに当たって、徳田カメ以下26名の若藤及び病院、それから第4梯団は偕行社13名、これはそこに慰安婦と書いていないのだと。慰安婦と書いていないから、慰安婦ではないのだと答弁しました。これはさっきから言っているように、慰安所をつくった彼自身も含めて、実質的に偕行社を含めて、慰安所をつくる仕事をしてきたところであるのは歴史的な事実でも明らかでしょう。その軍隊の命を受けて、偕行社があちこちに慰安所をつくってきたのは、これはそういうことをしてきたのでしょう。どうですか。

○下地寛環境生活部長 私が読んだ資料とかそういったものからすると、この偕行社はもともと、いわゆる大迫氏につくらせたというものは、最初は飲食とかそういう会食とか、例えば集団で慰労会をするとか、当初はそういうもののために設置されたと。つまり、那覇市辻町における遊郭のような意味合いを持った施設であったと私は認識しております。

○前田政明委員 それはあなたの認識であって、認識というのは、客観的にさ

つき言った沖縄戦の歴史、戦後史という証言でしょう。直接当事者がこのように語っているものを含めて出てきているわけで、私が言いたいのは、これは沖縄戦の戦後史の研究の中では明らかになっている。すなわち、偕行社が本部町やその他含めて、さっき言った、あなたが言っているこの中で、軍隊が慰安所をつくった場所はどのくらいあるのですか。その具体的な史実に載っているのは何ですか。

○下地寛環境生活部長 偕行社が、沖縄県のあちこちに慰安所をつくったわけではないのです。あくまでも大迫氏が大分県から芸者とかコックとかを連れてきて、南風原町津嘉山で偕行社を開いたと。それはそれとしてあるのですが、もちろん那覇偕行社というものもあったのですが、基本的にたくさんあります。この県史によると、まず1944年、昭和19年3月に第32軍ができます。その後、那覇に4月2日に司令部ができるわけです。これは那覇市松川の農林省蚕業試験場沖縄飼育所に第32軍司令部の本体ができるのです。その段階あたりから、最初は伊江島を皮切りに慰安所もできてくるのです。まず5月7日からずっと6月、7月にかけて伊江島の第50飛行場大隊の陣中日誌の中に、毎日慰安所をつくる作業がどれぐらい進んでいるというのがあるわけです。それから、古堅国民学校の兵隊を嘉手納軍人倶楽部をつくるために行かせたとか。また、石兵団は浦添市仲間を中心にして、浦添国民学校みたいなところに師団の司令部を置いて、そこでやっていますが、浦添でも幾つもあると。観月亭とか見晴亭とか、軍人会館とか。それから北谷には嘉手納の軍人倶楽部、それから将校倶楽部。旧玉城村には敷島会館とか大和会館とか。あちこちに大きな会館を利用したのもありますし、兵隊が自分たちでお家をつくってやるのもありますし、そういう形ですとつくってきているわけです。それはほとんど最終的には1944年12月ごろ、年を越してもしばらく続くぐらい慰安所はつくられています。ですから、そういったものは間違いなく軍の命令の資料としてあるわけです。慰安所をつくって、そこに慰安婦を雇って、そこで慰安をさせたのは紛れもない事実だと思いますし、それを我々は否定しているわけではありません。

○前田政明委員 さきに戻りますけれども、先ほどの薩摩のポケモンですけども、一つは津嘉山という集落に将校の慰安所の目的で偕行社を設立したと。それで、女の人たちを飛行機で運んできたとあります。それから、そういう人たちがいて、沖縄戦が始まる中で、首里から津嘉山まで1里半の距離だが、米軍の激しい空爆や艦砲射撃を避けての行動だと云々と。2時間余りの時間をかけて、やっと津嘉山の偕行社にたどり着くと。今までいろいろ利用するだけ利

用しておいて、戦争が始まるとだれひとり面倒を見る者もなく、無慈悲な日本軍の仕打ちに心で泣きながら、心細い毎日を送っていたと思われる。私が見た1人の女性が云々ということで、この人たちを、偕行社にいた皆さんを第32軍司令部壕に連れて行くわけです。それは認めているのですか。

○下地寛環境生活部長 その大迫氏の薩摩のポケモンの中には、そういう形で5月6日ごろ、大迫氏が連れて行ったという記述はあります。

○前田政明委員 この5月10日の命令録では、さっき言った部隊の、先ほどの偕行社、若藤、これに記録されています。これは認めるのですね。

○下地寛環境生活部長 5月10日付の退去命令といいますか、その中には、偕行社とか若藤という名前は明確に記載されております。

○前田政明委員 だから、そこで働いていた人たちを慰安婦と見るのか—そこはおいておいても、そういう偕行社やいわゆる辻で、今あなたが言われたような慰安所のかわりの若藤とその他のところで働いていた人たちが、そこから第32軍司令部壕にいたと。これは事実ではないですか。

○下地寛環境生活部長 そういう人がいたかもしれませんが、必ずしもいろいろな研究者の中でも、例えば娼婦であったり、芸者であったり、いろいろな人たちがいて、その戦争当時も一番なりたくないのは慰安婦なわけです。慰安婦は1日でも長くやりたくないという気持ちでいるわけです。そういった意味では、例えば10・10空襲などで焼き出された人たちが、辻町で慰安婦として雇われていた人でもそこに逃げれば、私はもう慰安婦ではないと思うのです。また、逃げ出した人を浦添の慰安所で慰安婦として雇うと。つまり、慰安婦だった人が焼け出されて、普通の県民として、普通の女性として逃げ回る人もいますし、またもう一回慰安所に連れてこられて、慰安婦をされる人もいます。それを続ける人もいます。しかし、逃げた人は慰安婦と呼べないと思うのです。そういった意味で、もちろんその偕行社にいたコックであろうが、芸者であろうが、場合によっては、慰安婦をされていた人が行くところがなくなって、どうに逃げたという可能性は否定できないと思います。

○前田政明委員 あなたの主観的なものはいいのです。私が聞いているのは、津嘉山の偕行社からそういう人たちが、将校やその他の慰安のための仕事をす

るといふことでいた人たちが、第32軍司令部壕に移ったという事実。それから5月10日付の命令で、いよいよ首里城の第32軍司令部を撤退すると。そのときの命令書の中にさっき言った偕行社、若藤がちゃんとありますねということだけです。あるでしょうということを確認してるのです。

○下地寛環境生活部長 先ほど言ったように、5月10日付の命令書に偕行社とか若藤という言葉があるのは事実です。ただ、先ほど委員がおっしゃる薩摩のポケモンの資料の中では、この人たちは、政治の担当とか軍属として雇いなさいということを書いてあるわけです。

○前田政明委員 それはうそだよ。流れがあるでしょう。その慰安所的なものをやっていた人たちはだめだから、そういうことを名目にして助けてくれないかというくだりが書いてあるのだよ。

これは私も質疑をして後、日本共産党沖縄県議団に帰って、嘉陽委員にその話をしたら、環境生活部長の認識はひどいと。なぜかというと、私が慰安婦ですとだれが言うかと。そういう偕行社や若藤、そういうところは何をしていたかというのは周りから見れば明らかなことで、そこであなたと議論しようとは思わないのだけれども、今言ったあなたの話ですよ。慰安婦であった人が解放されてまた云々ということではなくて、問題なのは、第32軍司令部壕に慰安所があったという話はだれもしていないのだよ。そういう形で、いわゆる一中の学徒兵やその他、住民も含めてごうを掘る。その中で、さっきあったように薩摩のポケモンの中で、この人たちを助けてほしいと。そう言ったら、そうはいかないだろうと、何でもやるよと。炊事から何かからということ、証言の中に、一緒にごうを掘る仕事をしていたという流れの幾つかの証言がつながるのです。だから、そこに慰安所があったとかということではなくて、そういう慰安所にいたという人たちも、そういう女性がこのごうにいたという事実を書くということで、文章は書いてあるのです。そういう面で、この間の沖縄戦の数々の研究やいわゆる証言も含めて、偕行社の女性の皆さんのやっていた役割とか、それから若藤のやっていた話とか、それは検証済みの話であって、だから大事なものは、そこに慰安所があったとかどうのこうののではなくて、そういう偕行社やその他、慰安婦的な役割をしていた女性の皆さんがそこにいたと。第32軍司令部壕の中にそういう人たちもいたのだという事実を、歴史を積み重ねてきて検証してきた人たちは、当然そこにいたのだと。慰安所があるとは書いていないのです。そこにいたという事実を記すことは極めて一さっきあなたが言っていた、あちこちに軍隊が慰安所をつくってきた。そういう流れの背景があ

るとしても、それは書けないとしても、やはりそこにいるという事実をしっかりと書くことが大事なことだということで、さっきの文章になっているのではないですか。

○下地寛環境生活部長 慰安婦として存在していないのに慰安婦と書くのは、女性の尊厳などからして、そういう意味から私は書けないと思います。

○前田政明委員 それはあなたの、極めて許すことのできない独断だよ。実質的にこの人たちが、私は慰安婦ですよ、皆さん、私は慰安所から逃げてきたのですよ、私は津嘉山のそこが危なくて、助けてくださいと、私も慰安婦ですと言えますか。それを言えないことを盾にとって。だからそれは、周りの歴史的な証言の中で一さっき言った集団死もそうです。私が親、兄弟を殺すのだから。あのときも、歴史の証言で我々もどうするかとなったのです。自分が親を殺すことだから、なかなか証言者はいなかったのです。ところが、私の知り合いで渡嘉敷島の生き残りの女性がいて、いいよと、私は証言しますということで、この人がみんなの前で初めて証言したのです。そしたらその後、姉さんが証言しているのなら、私も言う。後に続いて、地獄の状況を証言する人たちが出てきたのです。だから慰安婦の問題でも、この沖縄県にいた慰安婦の方々が亡くなったと。本当に自分は慰安婦だったと言えないと、人間としても本当に一この前もここの向かいで資料展がありました。あの人たちは人生で、私は慰安婦でと言えない、韓国にも帰れない、ふるさとにも帰れない、恋人のところにも帰れない、夫のところにも帰れない、そういうものでしょう。それを偕行社とか若藤とか、そういうところはいわゆる慰安婦と。兵隊や将校のいわゆる性的奴隷です。みずからの意思ではなく、そういう状況に追い込まれたのだと。そういう人たちが戦争末期になったら、日本軍は何もやってくれないと。利用するだけ利用して、私たちをこんなにしてということで、薩摩のポケモンの彼が第32軍司令部壕に連れて行った。そして5月10日撤退である。そのときにちゃんと命令書に出るのだよ。それをあなたは、偕行社のそこにいる人は慰安婦と言っていない。だから慰安婦ではないのだと。このような今の慰安婦の皆さんが虐げられた、本当に歴史の下に埋もれていた証言を、沖縄の生き残っていた方が生活保護をして、暮らせないから何とか生活保護をしようと思っている中で、結果的にこの事実がわかってくるという、そういうものでしょう。この沖縄における慰安婦の証言の問題でも、だから環境生活部長、私が許せないのは、沖縄戦の悲惨な問題、集団強制死もそう、だけど女性が人権をじゅうりんされて、さまざまな形で性的奴隷になっている。助けられて、第32軍司令

部壕に行って、私は慰安婦ですよと名乗る人がどこにいますか。だからあなたは、そこの最大の、この人たちのそういう人権を踏みにじるような形で、話がなかったからそう断じたのだということは、これは沖縄戦の歴史の一私は最初に聞きました、歴史の証言を含めて。これは歴史を改ざんすることになるのだと。どう思いますか。

○下地寛環境生活部長 もしそうであれば、例えば慰安婦になった方たちのもとをたどると、もともとは芸妓とか、娼婦とか、コックだったかもしれません。それが仮に娼婦だったとしましょう。仮に娼婦と呼ばれていた人が慰安所に行ったら、何と呼ばれるのですかと。娼婦とは言いません、慰安婦と言いますねと。そうしたら、慰安所が焼かれてなくなった、この人が解放された、まだ慰安婦と言うのですかと。ですから、そういった意味で女性の人権をしっかりと見るに当たっては、やはり虐げられた生活、虐げられた人権を少なくともしっかりと認識した上で、定義した上で私は語るべきであると思います。

○前田政明委員 ごまかしたらいかんよ。ここに書いてあるのは、司令部壕内には、牛島満軍司令官、長勇参謀長を初め総勢1000人余の将兵や県出身の軍属・学徒、女性軍属・慰安婦などが雑居していましたと。雑居していましたという事実を述べているのです。だから、これは客観的に沖縄の歴史の検証からすると、証言者の状況を含めて、これはもう検証済みなのだよ。だから、あなたが言っていることは筋違いなのだよ。慰安婦というあなた独自の 카테고리の中で決めて、客観的な沖縄戦の歴史の教訓を含めて、証言者の教訓を無視して、あなた自身の、沖縄県自身のいわゆる枠づけをして、沖縄戦の歴史の真実を葬り去ろうとする。極めて意図的な、主観的な歴史観なのだよ。

○下地寛環境生活部長 私の資料、歴史観というよりは、もともと沖縄県の平和祈念資料館の中に書いてある第32軍司令部壕の説明文の中に、慰安婦という言葉も、スパイ視の住民虐殺という記録もないです。ですから、それを検討委員会の委員の皆さんが、何人かの証言を根拠としてそれを加筆してくださいと一つまり、つけ加えなさいという提案をしてきたものですから、我々としては、それを書くにはまだ証拠が足りないと、確証が持てないということで載せなかったというだけの話です。私が自分で歴史をつくっているわけでも何でもありません。

○前田政明委員 だから、それはあなたの言う主観なのだよ。この文章は、あ

あなたが言った事実を認めているのです。すなわち司令部壕内には、牛島満軍司令官、長勇参謀長を初め総勢1000人余の将兵や県出身の軍属・学徒、女性軍属・慰安婦などが雑居していたという事実なのです。その中に偕行社の女性たちもいた、若藤の女性たちもいた。それを認めている。命令書にもある。それをこの人たちが、私は慰安婦ですと言っていないからというやり方は、余りにもこの慰安婦の歴史、そういう性的奴隷にされてきた方々の立場、その他からすると余りにも無慈悲。そしてそれを言わなかったからというだけでなかったことにすることは、沖縄戦の歴史の検証からすると、極めて意図的な、そういう許すことのできない中身であるということを描いて、そういう意味で、あなたが述べていることは、私はここに書いてあることで何ら問題はないと。先ほどの質疑を通じて、私は改めてそういう文章を削る理由はないと指摘して終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情第76号の瓦れき受け入れの件ですが、説明の中には272世帯、663人ということであります。それで、子供たちだけの受け入れというのもあるのでしょうか。要するに、親がついてこないということです。

○渡真利雅男県民生活課長 特に子供たちだけの統計はとっておりません。

○新垣清涼委員 要するに両親は来ないで、子供だけの避難はありますか。

○渡真利雅男県民生活課長 子供だけが避難してきて、アパートに入れているという例はございません。

○新垣清涼委員 滞在月数、先ほど週に1件ぐらいいは申し込みがあって、いらしているということですが、その家族で大体どのぐらいの月数滞在していらっしゃるのか。

○渡真利雅男県民生活課長 具体的にそういう家族が何カ月ぐらいいるのかというのはわかりませんが、最長2カ年間は応急仮設住宅として供与できますし、それから厚生労働省からは、あと1年間は延長できるというお話が来ていますので、最長3年間は入居できるのかなと思っております。

○**新垣清涼委員** いろいろ雑誌とか新聞から見て、福島県あたりではやはり子供たちの被曝が非常に心配されていて、子供たちだけでも親戚に預けたいという方がいらっしゃるようです。戦前の沖縄は、逆に宮崎県とかいろいろなところに子供たちが疎開しています。そういう意味で、子供たちだけでも受け入れますという体制づくりを検討されたことはありますか。要するに、ここに里親みたいな、子供だけ預かるとか、そういうことを検討されたことはありますか。

○**渡真利雅男県民生活課長** 私のほうでは、まだその辺は各部局から聞いておりません。

○**新垣清涼委員** 沖縄県ができる支援として、これからこのようなことを検討する余地はありますか。

○**下地寛環境生活部長** 環境生活部で所管している話でいきますと、今言っているように応急仮設住宅を提供するとか、それから救援物資を送るとか、義援金とか、これが我々の守備範囲なのです。しかし、それ以外には知事公室防災危機管理課を中心にして、沖縄全体としてどういう支援ができるかということで県民会議もつくっていて、当然その中には観光であったり、交流とかいろいろなところが入っています。その中で、例えば久米島であったようなああいう交流の橋渡しをしたりとか、そういう全体の中での議論では連携しながら、教育庁もそうですが、同じような形で、何らかの形で学校なら学校の子供たちの交流、地域なら地域の交流ができないかという支援のあり方は、議論しながら進めております。

○**新垣清涼委員** それはそれで進めているのはいいですが、福島県でこれから子供たちだけでも避難させたいという家族がいらっしゃるという話を聞いています。そういう子供たちを受け入れる、要するに、沖縄でホームステイみたいな形で受け入れる。県民会議の中で話し合いをして、募集して、それを福島県の皆さんに伝えて、こういう支援を沖縄県で考えていますということも検討できますかという話です。

○**下地寛環境生活部長** そういうホームステイ的な、子供だけを預けることもあるというお話ですので、これは県民会議の中にワーキングチームも置いていますので、その中で、そういう提案があったというお話をして、どこが主体となって受け入れるかというのは教育庁であったり、知事公室であったり、いろい

ろあると思います。そういう話し合いをして、可能でありますよという情報発信もするかどうか、それも含めて検討していきたいと思います。

○新垣清涼委員 先の大戦のときに、沖縄県はそういう意味で九州、大分県とかに子供たちが疎開しています。そして助かっています。そういう意味では、先ほどの米軍基地の問題で、基地は引き取ってくれと言っているのに、瓦れきを受け入れないということではちょっとおかしいという意見がありました。やはり沖縄県ができる支援として、そういう子供たちだけを一向こうのお父さん、お母さんも仕事があって、どうしても現場を離れるわけにはいかない。でも、子供たちは被曝から何とか救いたい。子供のほうが一番影響を受けやすい。ならば、子供だけでも避難させたいという親を、ぜひ沖縄県でそういう支援をやっていただきたいと思いますので、そういう中で、ぜひ対応をして取り組んでいただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 事実確認だけをしておきたいと思います。

陳情第76号の瓦れき処理に関してですが、まず、環境省の6月29日の発表を考えると、事実上瓦れきが沖縄へ運ばれるという状況にはないと考えているわけですね。

○下地寛環境生活部長 午前中お話ししたように、実際に受け入れている自治体、それから試験焼却をして、この後受け入れる自治体、それから3月の調査の時点で受け入れる用意があると表明した自治体—これは17あるのですが、それ以外の自治体との調整は当面見合わせると、環境省は言っているわけです。ですから、まだ沖縄県は、今言った7県、2県、17県の自治体以外に入っています。もちろん、今の段階で市町村が何かアクションを起こすことがあれば別かもしれませんが、今の県内の状況を見ると、当面、沖縄県には環境省からの調整はないのではないかと考えております。

○新里米吉委員 県の調査の結果、受け入れ困難が30市町村、現時点では判断できないが11市町村と書いてあります。これまで、積極性を示したりした首長の中には、自分の自治体には受け入れ施設がないところも結構あるのです。それはわかるでしょう。事実上、自分の地域で受け入れ可能ではないけれども、

積極姿勢だけは表明したところも何カ所かあって。そうすると、判断できないという11市町村の中で、受け入れ施設があるところとないところがあるのではないかと思うのだけれども、これはどうなっていますか。

○**下地寛環境生活部長** 基本的には、実際に市町村で焼却処理の受け入れをしている処理施設の容量があるのです。自分たちのごみも焼却しているわけですから、当然、余力がどれくらいあるかということが、大事なところになるのです。基本的には、100トン以上の焼却施設を持っているところは4施設、4自治体しかないわけです。例えば那覇市でありますとか、糸満市、豊見城市、それから倉浜衛生施設組合とか、浦添とか、こういうところなのです。ですから、こういうところが—もしかして本当に1トンでも受け入れるというところはあるかもしれませんが、それは自治体としては非常に無理な話ですので、やはり100トン以上の炉を持っていて、なおかつ例えば10トンとか20トンとか、30トンぐらいの余力がある状況でない限りは、受け入れたいと首長が思っている、実態はなかなか難しいところはあると思います。

○**新里米吉委員** 今言われた4自治体は、判断できないという11市町村の中に入っているのですか。

○**下地寛環境生活部長** 11自治体に入ってます。

○**新里米吉委員** 次、陳情第77号に関してですが、先ほどの質疑の中でも明らかになってきていますが、確認します。

第32軍司令部壕の日々命令録の中で、5月10日に辻遊郭の若藤楼の女性、それから陸軍将校倶楽部の偕行社の女性たちが第32軍司令部壕に移動したという確認は、環境生活部長もやっているということですね。

○**下地寛環境生活部長** 将校倶楽部かどうかはわかりませんが、若藤という、辻町にあった遊郭だと思います。それから偕行社という大迫氏がつくったという、そういうところにいた人たちが、第32軍司令部壕から出て行くようにという命令を5月10日に受けたというのは、私はちゃんとした記録の中で確認できると思います。

○**新里米吉委員** ということは、若藤楼、偕行社の女性たちが、第32軍司令部壕にいたことは明らかであるということですね。

○下地寛環境生活部長 どういう形でいたかというのは定かではないところがありますが、ただ、明確なのは、女雇用人という形で雇われていたのは記録としてしっかり残っていると思います。

○新里米吉委員 先ほどお話がありましたように、みずから慰安婦だと言う人は、まずいないだろうということがありましたが、ほかの資料でも、辻の華を書いた人も、辻遊郭とかそういう女性たちが、そういった施設に連れて行かれたときも、第32軍司令部壕あたりでも、従軍看護婦という名目をつけられていたということが記述されているというのですが、それは環境生活部長は知っていますか。これは研究者の発表ですが。

○下地寛環境生活部長 研究者のいろいろな判断といたしますか、そういうものはあると思いますが、基本的に首里の第32軍司令部壕ができたいきさつみたいなものを考えた場合にも、かなり無理があるのではないかと思います。ごう自体の築城が始まったのが、1944年12月中旬ごろから始まっているわけです。しかも突貫工事で。そして、第32軍司令部が松川から首里に引っ越してきたのも1月何日か。ですから、そういったごうをつくりながら司令部が入ってきた。そのうちに、例えば山部隊の司令部も北から追われて入る。石部隊も入ると。それから、県の首脳部が入るトンネルまで掘りなさいと。つまり、撤退する5月までずっと常にごうを広げながら、そういう状態の第32軍司令部壕の本質としては、慰安所をつくる状況には全くなかったのではないかと。状況的に私は思います。

○新里米吉委員 私の質疑と別の話になっている。私は、遊郭から連れてこられた人たちが、そういう名称をつけられていたことを知っているかと言ったのです。

それからまた同じように、ホン・ユンシンさんという研究をしている方の文章の中に、そういった女性たちは性の対象となるだけではなくて、ごう掘りや看護要員にも動員され、慰安婦でありながら衛生法、救急法教育を受けたと。これは、ラサ島や伊江島では衛生法、救急法—医療教育を受けるのは何かというと、看護要員にもなっているわけです。だから、慰安婦と言われている人たちは慰安婦だけではなくて、このようなどさくさの中では、いろいろな仕事をさせられていたというのがいろいろな研究者の発表の中で出てきて、ごう掘りもさせられたと。ごう掘りをしているから慰安婦ではないという整理をしていくと、どうもいろいろな研究の論文とのそごが出てきて、つじつまが合わなくなってくる。慰安婦は慰安婦だけではなくて、もうこのようなどさくさの中で

はごう掘りもさせられる、ときには看護要員にもされると。こういうぐらい、戦争が末期になってくるとそういう実態があったことを認識しておかないと、なかなか実態が理解できなくなってくると思うのです。環境生活部長はどうとらえていますか。

○下地寛環境生活部長 確かに伊江島の要塞建築勤務第6中隊という中で、特殊慰安婦に救急法を伝授したという記録も残っております。そういったものもあるかと思いますが、基本的に慰安婦という言葉を使うからには、慰安所として設けられたところに、そういう慰安活動をさせられたというところで見べきだと思います。いろいろな学者がいろいろな主張をするのはそれぞれ私は自由だと思いますが、そういったことを記録も証拠もなしに県の記録として残すというには、なかなか難しいところがあると思っております。

○新里米吉委員 それから、米軍のG2一諜報参謀部が撮影したという資料の中には、女性たちの区域というものがあつたと。そこがどういうものだったのかは、慰安所とは書いてはないから、いろいろな女性たちがその第32軍司令部壕の中で生活していた。ここが究明されないといけないだろうと思うけれども、そういう意味では、そういったところにいろいろな人たちが入ってきて、とりわけ先ほどお話しした若藤楼とか偕行社とか、あるいはいろいろなところで辻あたりからも連れてこられたでしょうし、そういう人たちが住んでいたと思われるわけで、そこには沖縄の人も、沖縄以外の県外の人たちもいたということはわかっているようだし、だから、その中で何が行われていたのか。ただ単に女性たちが住んでいただけなのか。これはこれから研究していかないといけないわけで、断定的にこの第32軍司令部壕に慰安婦はいなかった、慰安所はなかったと言い切ってよいものかどうか。私は言い切ってはいけないのだろうと思っているのだけれども、どうですか。

○下地寛環境生活部長 これまで沖縄県が発行した県史とか、それから平和祈念資料館の中にある資料、そういったものもやはりこれまでのさまざまな研究をもとに、第32軍司令部壕の中には慰安所という記録はないというものも、そういうことから慰安婦がそこにいたというのは今までの記録になかったわけですが、この今回のいろいろな資料の中でも管理部と書いてあったり、それから女子雇用人の部屋と書いてあったり、これはあくまでも一ほとんど基本的にはずっと一貫していますが、第5坑口から50メートルから七、八十メートルの間にそういう場所があつたと記録されているわけです。幅が2メートルぐらいし

かないごうで、高さも2メートルぐらいなわけです。その半分にベッドがあって、半分の1メートルぐらいが通路みたいな形になっているわけです。そういった状況の中で、本当にそこでそういうことが実際にされていたかどうかというのは、非常にやはり記録の中から見ても、炊事とか風呂とか、さまざまなそういったことを準備するために女雇用人として雇われていたのだろうと、軍属として雇われていたのだろうというのは、私は推測としてはできると思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から識名トンネル工事契約問題に係る百条委員会設置の動議を提案するとの発言があり、再開後、動議を提出することとなった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 識名トンネルの問題について、議会でこれまでいろいろ質疑を繰り返してきたのですけれども、どうしてもこれまでの答弁の範疇ではきちっとしないと。私が前期から注目して追求している問題は、低入札基準価格があって、低入札基準価格の場合に稲嶺恵一前知事のと時から、これから下がったらだめだよというにもかかわらず、これを無視して、あえて契約してきて、

落札が決まったのです。それから、請負代金の変更についても、契約約款上は県の言うことを業者が聞くように決められているのに、県は逆に業者の言うことを聞いて決定しているということもあります。

それから、この間の質疑で問題になったのは、前期の土木環境委員会の際にも百条調査委員会を提案したのですが、必要なしということでできなかったのですが、この業者からの聞き取りをしていないのです。特に本土ゼネコンについて言えば、できませんと政務調査課に拒否回答まで来ている以上、やはり議会として真相を究明すると。何があったかということについてきちっとすべきという意味で、ぜひ百条調査委員会を設置して、審査を深めてもらいたいということを提案します。

○中川京貴委員長 ただいま嘉陽宗儀委員から、百条委員会設置の協議を議会運営委員会へ申し入れすることについて動議が提出されましたので、この際、本動議についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、野党委員から、百条委員会設置を議会運営委員会で協議する必要性について意見があった一方、与党委員から、本委員会所管事務調査を継続し、改めて参考人聴取を行うなど慎重に審査すべき等の意見があり、委員会として百条委員会設置の協議を議会運営委員会へ申し入れることについて、意見の一致を見ることができない状況であった。そういう状況を踏まえ、新垣安弘委員及び委員長から、本委員会では採決に付さずに、委員長が引き取って、本委員会においても意見が割れた旨を添えて、土木環境委員長から議会運営委員長に対して、議会運営委員会で百条委員会設置について協議するよう申し入れるのはどうかとの提案があり、意見の一致を見たことから、さきに提出した嘉陽委員の動議については、再開後に撤回することとなった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 私は、この問題については前期からかなり執念深く調べてきた者です。それでどうしても、これまでの権限の範囲内では解明できない部分がたくさんありました。先ほど述べました。しかし、問題はこの委員会が全会一致で、早く真相究明を迫ったほうが良いということですので、私の動議は撤

回をして、委員長に預けて処理してほしいと思います。

○中川京貴委員長 お諮りいたします。

ただいま嘉陽宗儀委員から動議の撤回が出されましたが、これを撤回することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、嘉陽宗儀委員から提出された動議につきましては、撤回されました。休憩いたします。

(休憩中に、委員長より、土木環境委員長から議会運営委員長に対して、議会運営委員会で百条委員会設置について協議するよう申し入れることについての確認があり、全委員了解した。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

先ほど休憩中に確認しましたとおり、土木環境委員会で協議されたことを委員長として議会運営委員長に申し入れたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長に申し入れたいと思います。休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決などについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案の条例議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案の条例議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の議決議案6件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の議決議案6件は可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情12件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 中 川 京 貴